

独占禁止法違反行為に係る取引停止措置について

取引停止措置の概要

1. 取引停止措置業者名及び住所

三井住友海上火災保険株式会社  
東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地

2. 指名停止措置期間

自：令和6年11月20日  
至：令和7年1月19日（2か月）

3. 事実概要

三井住友海上火災保険株式会社は、保険契約者・発注者が行った損害保険契約9件に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会より公表された。

4. 取引停止措置の理由

本件については、「国立研究開発法人国立環境研究所が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」（平成19年理事長達第3号。以下「取引停止等取扱要領」という。）別表第2第3号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

なお、本取引停止措置以前に当所からの発注により、既に契約履行中の業務については、取引停止の対象としないこととする。

<取引停止等取扱要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
3 独占禁止法違反行為 ロ イに掲げる場合を除くほか、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、契約相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内

問合せ先

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）  
総務部会計課契約第一係 Tel 029-850-2321（直通）

独占禁止法違反行為に係る取引停止措置について

取引停止措置の概要

5. 取引停止措置業者名及び住所

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号

6. 指名停止措置期間

自：令和6年11月20日  
至：令和7年1月19日（2か月）

7. 事 実 概 要

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、保険契約者・発注者が行った損害保険契約4件に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会より公表された。

8. 取引停止措置の理由

本件については、「国立研究開発法人国立環境研究所が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」（平成19年理事長達第3号。以下「取引停止等取扱要領」という。）別表第2第3号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

なお、本取引停止措置以前に当所からの発注により、既に契約履行中の業務については、取引停止の対象としないこととする。

<取引停止等取扱要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
3 独占禁止法違反行為 ロ イに掲げる場合を除くほか、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、契約相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内

問合せ先

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）  
総務部会計課契約第一係 Tel 029-850-2321（直通）